

2010年(平成22年)7月5日



藤沢市教育委員会  
委員長 岩本育子様

藤沢市情報公開審査会  
会長 安富潔



### 情報公開請求の拒否決定に関する異議申立てについて（答申）

2010年(平成22年)1月12日付けで諮問された「藤沢市の全国学力調査（平成19、20年度）結果（教科毎の平均正答率）」の情報公開請求の拒否決定の件について、次のとおり答申します。

#### 1 審査会の結論

藤沢市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、「藤沢市の全国学力調査（平成19、20年度）結果（教科毎の平均正答率）」の行政文書公開請求に対し、2009年（平成21年）10月15日付けでした拒否決定処分を取り消し、公開すべきである。

#### 2 事実

- (1) 異議申立人は、2009年（平成21年）10月2日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「藤沢市の全国学力調査（平成19、20年度）結果（教科毎の平均正答率）」が記載されている文書の行政文書公開請求を行った。
- (2) 実施機関は当該請求に係る行政文書を「平成19年度」と「平成20年度」に係る「全国学力・学習状況調査 調査結果概況」の以下の文書（以下「本件請求文書」という。）と特定した。

「[国語A：主として知識]藤沢市教育委員会－児童」

「[国語B：主として活用]藤沢市教育委員会－児童」



「[算数A：主として知識] 藤沢市教育委員会一児童」

「[算数B：主として活用] 藤沢市教育委員会一児童」

「[国語A：主として知識] 藤沢市教育委員会一生徒」

「[国語B：主として活用] 藤沢市教育委員会一生徒」

「[数学A：主として知識] 藤沢市教育委員会一生徒」

「[数学B：主として活用] 藤沢市教育委員会一生徒」

- (3) 実施機関は、同月15日付けで異議申立人に対し、本件請求文書について、全部拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (4) 異議申立人は、11月2日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、2010年1月12日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条の規定により、本件処分について諮詢した。

### 3 異議申立人の主張要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件請求文書について、2009年（平成21年）10月15日付けで実施機関のなした本件処分について取消しを求める、というものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人は、異議申立書で、以下のとおりの主張をしている。

ア 43年ぶりに行われた「全国学力・学習状況調査」は、それによって教育施策や教育内容が改善され学力向上に寄与するものと、保護者や地域住民の関心も高く大きな期待が寄せられており、教育委員会・学校には、この様な期待に応え調査結果を公開すると共に、傾向分析や考察を行い今後の改善内容等について、保護者や地域住民に説明する責任がある。

イ 実施機関は非公開とする理由として、文部科学省の「実施要領」や「通知」に非公開とする旨の指示があることをあげているが、「平成19年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」の7.(4)ウで「市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。また、学校が、自校の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること」としており、説明責任を果たすために公開することを認めている。また、「平成19年度全国学力・学習状況調査の結果の活用について（通知）」の2.(2)では「保護者や地域等の

理解と協力のもとに十分な連携をとりながら、家庭における学習習慣や生活習慣等の改善に向けた取組を行うこと」としているが、理解と協力を得るには情報公開が不可欠である。

ウ 教育基本法第13条は「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする」としており、平成19年6月に改正された学校教育法第43条では、学校は「保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする」として、情報提供についてより具体的に定められた。

エ 藤沢市教育ビジョンにおいても保護者や地域住民との協働を進め、学校の教育目標に照らして、①子どもたちがどう育っているのか。②それがどの程度達成されたのかをPLAN DO CHECK ACTIONを行い、各学校は地域への説明責任を果たしながら、教育目標の実現に向け取り組むとある。

オ このように、保護者や地域住民の期待と信頼、文部科学省の実施要領の趣旨、教育基本法・学校教育法の規定及び「藤沢市教育ビジョン」の理念を踏まえれば、非公開とするのは著しい支障が相当程度確実かつ不可避的である場合に限るべきである。既に横浜市、川崎市、厚木市、鎌倉市、相模原市、平塚市、小田原市等が公開しており、公開による「支障」の具体的根拠が薄弱であること、一方非公開とすることによるデメリット及び公開によるメリットがあることを考慮すれば、全国学力・学習状況調査結果については積極的に全て公開し、教育施策や教育内容の改善に生かすべきである。

また、口頭意見陳述で以下のとおり主張した。

カ 学力調査の話題が、マスコミに取り上げられ、国民の7割が公開することに賛成している。神奈川県内においても藤沢市が公開すると、80パーセント近い数字となる。

キ 公開することによって、学力の位置づけを知り、それによって様々な要因分析ができ、その対策を講じることができ、全国上位の他県・市等の教育の特徴について学び、見習っていくことができる。

ク 公開することによって、ランク付けや過当競争が起こりがちであるが、そうならないよう、しっかりと教育委員会がコントロールすべきである。

ケ 協働する市民側の共有財産として、結果を公表し、確認した上で市町村の教育方針を決めるということが非常に大事である。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関は、非公開理由説明書で、以下のとおりの主張をしている。

全国学力・学習状況調査は国が主体として実施する調査である。実施機関としては、実施要領に基づき、学校の設置管理者として調査に協力するという立場である。また、調査実施後、文部科学省及び神奈川県教育委員会から、結果の取扱いについての通知が出され、実施要領に基づいて適切な対応をするべきであることが重ねて示されている。調査結果の活用については、実施機関としては、平成19、20年度とも市として結果の分析を行い、各学校に提供している。実施要領には、調査結果の取扱いに関する留意事項として、「市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねる」とされている。しかし、「調査結果のうち、公表する内容を除くものについて」は「これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じる恐れや参加主体からの協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこと」としている。また、「教育委員会等においても、提供される調査結果のうち、文部科学省が公表する内容を除く調査結果について、上記を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応する必要があること」としている。

「序列化や過度な競争」については、毎回公表される都道府県ごとの平均正答率がランキングされ、あたかも調査の主目的であるかのように報道されていること、また、過去3回の調査の実施に際し、複数の県において、過去の出題内容にあわせた問題を作成したり、調査対策の補習を行う動きが報道されていること、等の事実により、この調査が、扱いを間違えば、成績重視の競争原理を教育現場に持ち込む懸念が裏付けられている、と考えている。

県内に自ら、または情報公開請求に応じて結果を公表した市町村があることは事実であるが、県内すべての市町村が結果を公表せざるを得ない状況になれば、市町村のランキングが作成される可能性がある。実施要領にもあるとおり、この調査により測定できるのは、あくまでも「学力の特定の一部分」であり、「学校における教育活動の一側面」に過ぎない。にもかかわらず、この調査の結果を向上させることが徒に重要視され、前述した他県の例と同様に、教育現

場にひずみをもたらすおそれは十分にあると考えられる。神奈川県教育委員会も、県情報公開審査会において、市町村別の結果を公表しない理由の一つとして、このような懸念について説明している。

国会においても、このような「序列化や過度な競争」について懸念する立場から再三質問や意見が出されている。その中で過去行われた学力調査においても、市町村や学校が結果を気にするあまり問題が生じた事実があることが指摘されており、政府も答弁であらためて前述した調査結果の取扱いについての方針を確認している。

条例第6条第4号は、公開請求があった場合に公開しなければならない文書の例外として、事務等に関する情報のうち、「実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより」「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ」「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」等、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」をあげている。

実施機関としては、調査への協力を決定し、また調査を実施した時点で、結果の公表は前提としておらず、児童生徒への個人票の返却に際しても、「市全体及び学校ごとの結果は公表しない」ことを各学校及び保護者に対し通知している。したがって、事後に結果を公開することによって、各学校及び保護者との信頼関係が損なわれ、今後の調査において「正確な事実を把握することが困難になる」または「公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する」おそれがあると考えているため、非公開とした。

## 5 審査会の判断

### (1) 全国学力・学習状況調査について

全国学力・学習状況調査は、文部科学省が平成19年度から今年度まで行っている調査であり、「平成19年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」によると、

ア 全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。

イ 各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図る。

を目的としており、市立小学校6年生は国語・算数、中学校3年生は国語・数学のそれぞれ2科目を実施した。その調査後、文部科学省より市町村教育

委員会に対しては、当該市町村における公立学校全体の状況及びその設置管理する各学校の状況に関する調査結果を、また学校に対しては、当該学校全体の状況、各学級及び各児童生徒に関する調査結果を提供している。

(2) 条例第6条第4号の該当性について

ア 条例第6条第4号ウでは、「実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、公開しないと規定している。

イ 実施機関は、本件請求文書を一般に公開すると、地域間の序列化や過度な競争が生じるおそれがあり、また参加主体からの協力が得られなくなる、との懸念があることから、本号に定める非公開事由に該当すると主張しているので、当審査会でその該当性について、以下検討する。

ウ 本件請求文書に記載の情報が公開された場合、児童生徒や保護者等が、他市町村との学力差を意識したり、競争心を起こしたりすることが起きる可能性が、一定程度は認められると考える。また、実施機関は調査を実施した時点で、結果の公表は前提としておらず、児童生徒への個人票の返却に際しても、「市全体及び学校ごとの結果は公表しない」ことを各学校及び保護者に対し通知していることから、事後に結果を公開することによって、各学校及び保護者との信頼関係が損なわれ、今後の調査において「正確な事実を把握することが困難になる」または「公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する」おそれがあると主張する。しかし、「市の教科ごとの平均正答率」を公開することによって、市町村の「序列化」という事態になったり、「過度な競争」が生じることになり、その結果、参加校の協力が得られなくなり、全国調査の適正な遂行に支障をきたす可能性があるとまでは、およそ考えにくい。

エ 現に、県内外の他市町村の中でも、当該市町村全体の教科ごとの平均正答率の公表をしているところがあるが、そのことによって「序列化」や「過度な競争」が起き、教育現場で弊害があったとの事例報告を見聞きしていない。

オ 他市町村の中には、学区が一つしかないところもあり、公表即ち、学校の序列化になるので、文部科学省では自治体ごとの公表について配慮すべき（判断をゆだねる）だとしている。しかし本市の場合、小学校、中学校とも複数校を有しており、公開しても直ちに学校の序列化が発生しないので、文部科学省の実施要領の調査結果の予定するケースではな

い。

カ 実施機関は、新聞報道等で、どこの都道府県が一番であったか、最下位であったか、ランキングをつけられることにより、さまざまな不正行為やテスト対策があったとの懸念を言うが、それは、そもそも教育委員会として指導すべきことであり、教育委員会、学校が自らの問題として捉え、適切に管理すべきことである。

以上のことから、本件請求文書は、条例第6条第4号に該当しないと判断する。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

## 別紙

## 審査会の処理経過

年月日	処理内容等
2009.10.2	・行政文書公開請求書受付
10.15	・行政文書公開拒否決定処分
11.4	・行政文書公開異議申立書受理(11.2付け)
2010.1.12	・教育委員会から審査会へ諮問書の提出
1.12	・審査会から教育委員会へ非公開理由説明書の提出要請
1.28	・教育委員会から審査会へ非公開理由説明書の提出
1.29	・審査会から異議申立人へ非公開理由説明書の写しの送付 及び意見書の提出要請
2.16	・異議申立人から審査会へ意見書の提出(2.15付け)
2.18	・審査会から教育委員会へ対象文書の提出要請
2.22	・教育委員会から審査会へ対象文書の提出
3.16	・実施機関への事情聴取
5.17	・異議申立人の意見陳述
6.21	・審議
7.5	・答申

# 第13期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2010年2月1日～2012年1月31日)

氏 名	役 職 名 等
◎ 安 富 潔	慶應義塾大学法学部教授
○ 小 澤 弘 子	弁護士
青 木 孝	弁護士
中 津 川 彰	弁護士
金 井 惠里可	文教大学国際学部准教授

◎会長 ○職務代理者